

まちなか公共空間社会実験  
移動式店舗出店者募集要項

令和6年7月

呉市



# 1 社会実験の目的

呉市のシンボルロードでもある蔵本通りと堺川沿いの中央公園は、れんがを基調としたまちなみの形成と併せて、6車線の道路を4車線に縮小することで生まれた空間を、みなさんの憩いの場となる空間として約40年前に整備を行いました。

呉市では、この蔵本通りや堺川沿いの中央公園を中心として、隣接する堺川、堺川通り（南方向への一方通行の道路）を含む一帯のエリアを「まちなか公共空間」として捉え、この空間を多様な人が出会い、交流することができる「人中心のウォークアブルな空間」として再構築を図ることとしています。

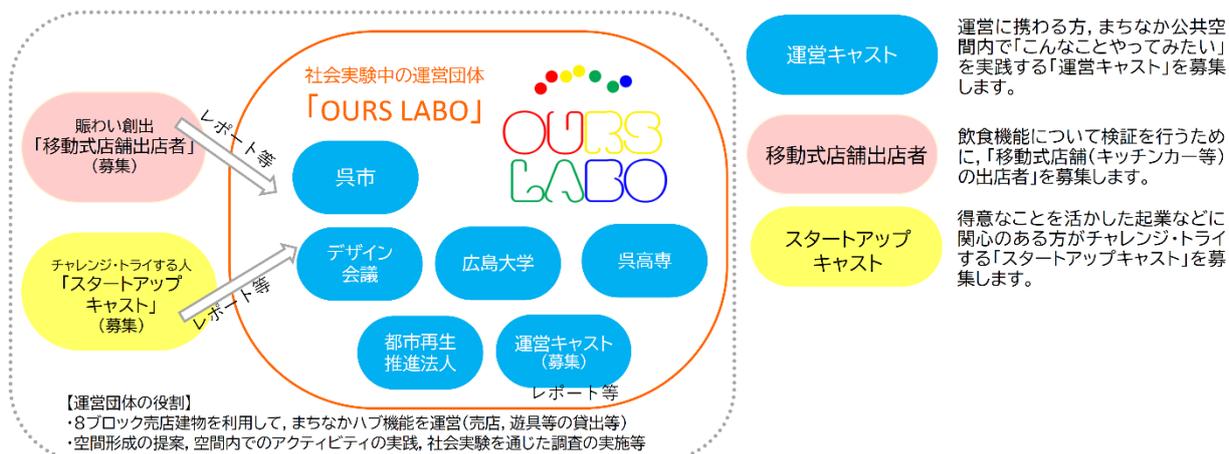
取組を進めていくに当たり、多くの関係者の方々とともに目指すビジョンとして「呉まちなか公共空間デザイン計画（令和6年9月策定・公表予定）」の策定を進めています。

また、この計画に掲げる取組を一時的・実験的に実施し、これからのまちなか公共空間の新たな使い方を検証していく「まちなか公共空間社会実験（以下「社会実験」といいます。）」を10月11日（金）から1ヶ月間の期間を設けて実施する予定です。

この社会実験を始めとした、まちづくりの取組は、未来のまちなか公共空間の理想の姿に向けて、みなさんと一緒に一歩ずつ前進し、新たなまちなかの風景を描き、つくっていく取組です。

まちなか公共空間は、みなさんのパブリックな空間です。一緒にこのまちなかを変えていきませんか。

社会実験は、呉市を始めとして、これまで「呉まちなか公共空間デザイン計画」について意見交換を行ってきた「呉まちなか公共空間デザイン会議」やまちづくりの担い手となる「都市再生推進法人」、広島大学・呉工業高等専門学校などの教育・研究機関、広島県などと連携して実施することとして、社会実験の運営団体となる「OURS LABO」を設置します。そして、このまちづくりの取組にご参画いただくみなさん（運営キャスト、移動式店舗出店者、スタートアップキャスト）を、この度募集いたします。



●呉まちなか公共空間デザイン計画（素案）未来ビジョン～未来への想い～



呉の魅力を高め、日常の暮らしを豊かに

※未来の姿を示すイラストを作成中です

**私たちの理想とする呉のまちなかの未来の姿、**

呉のまちなかは、灰ヶ峰や休山といった高く聳える山々と美しく穏やかな瀬戸内海に囲まれ、世界でも有数の海軍工廠を擁するまちとして発展してきた歴史とそこから生まれた文化・技術が根付き、また、それらが創り出す景色や新たな産業を築いてきたフロンティア精神（開拓の精神）が広がっている。古くから栄えた商店街を抜け、褐色の煉瓦が敷き詰められた大通りを横目に心地良い芝生の広場を歩き、堺川を渡る橋の上でひと休みする、滔々と流れる水の変化を只々眺め、海を望めば、呉を楽しむ多くの人の賑やかな姿と、緑道の先にはクレーンが立ち並び、世界を渡る大型船がその出航を待つ、まちなかは呉の魅力で溢れている。

そのまちなかを気の向くまま歩けば、楽しそうに駆け回ることとその家族、その横でコーヒーを飲みながら木陰で読書や会話を楽しむ年配者、ランチを楽しみながら会話を弾ませる若者、勉強の合間のひとときを談笑して過ごす学生たち、生き活きと議論を交わす大人たち、まちなかでの新たなチャレンジに目を輝かせる挑戦者、川沿いの馴染みの店で語らいながら過ごす友人たち、愛犬を連れて季節の移り変わりを楽しむ夫婦、大切な人と記念日を祝う恋人、音楽を奏でる演奏家、呉を楽しむ旅人たち、まちの希望を先頭きって創り出すまちづくりプレイヤーなど、様々な人が好きなことを自由に楽しみ、相互に関係を持ちながら活動し、この場所に誇りを持って過ごしている。

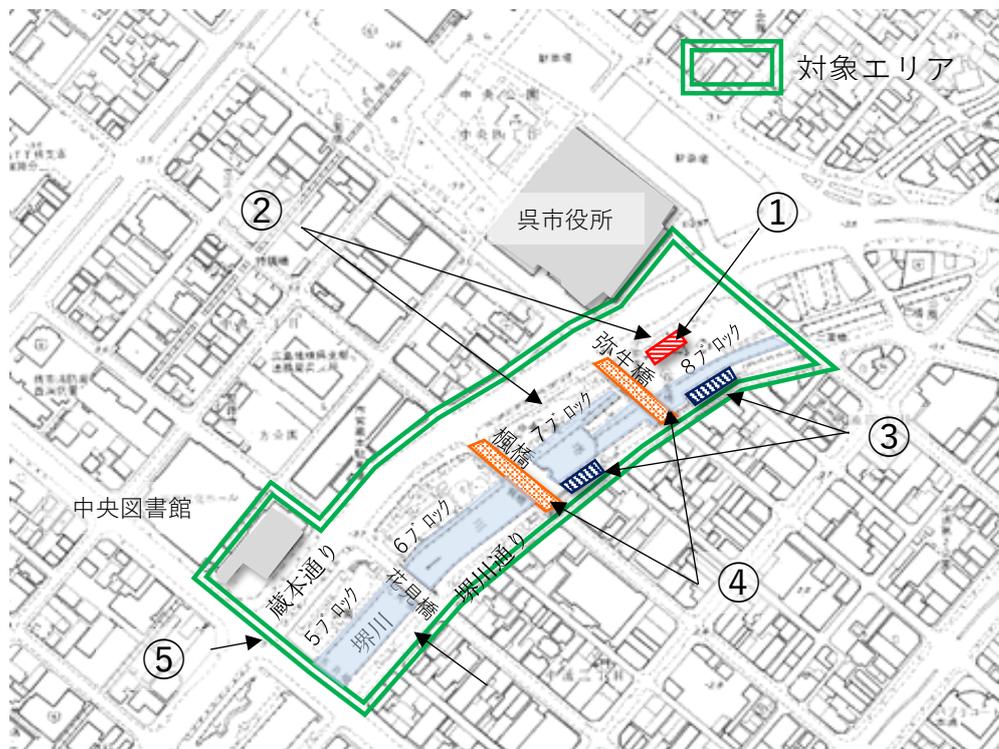
これからの20年間、まちなか公共空間において、この空間だからこそ実現できる遊びや文化活動、チャレンジを数多く積み重ねることで、市民のサードプレイスの創出や多様なコミュニティの形成、イノベーションの創出や地域経済の循環・成長を促進し、日常の暮らしを豊かに、また、関係するすべての人の幸福感-Well-beingを高めていきます。また、美しい自然や歴史・文化、まちなみといった呉の魅力、良き地域性をさらに高めることで、世界中の人を惹きつけ、エリア一帯の様々なまちづくりを結び、互いの価値を高め合う場として再構築を図ります。

そのために、市民や様々なまちづくり団体、民間事業者、呉市を応援する人、呉市、広島県などのすべての関係者が、「まちなか公共空間はわたしたちみんなのものである【Ours】」という自覚を持ち、自由に集い、みんなで考え、ともに実践し、シビックプライド・地域愛を育みながら、一步一步着実に未来の理想に向けた新しいまちづくりを進め、積み上げていきます。

さあ、一緒にこのまちなかを変えていこう。

## 2 社会実験の概要

社会実験では、下図のエリアで、次の取組を行います。



### ①売店建物を利用したまちなかハブ機能の設置

売店の運営や遊具等の貸出を行います。また、コミュニティスペースや会議・交流スペースとして活用します。

### ②空間へのコンテンツの導入

貸出遊具やベンチ・テーブル、屋根などを一時的に設置します。

### ③水辺空間の活用

堺川沿い駐車場の一部の公園空間化を行います。移動式店舗（キッチンカーなど）の出店などを行います。⇒[本要項をご確認ください](#)

### ④公園空間の一体化

橋りょうの一部（弥生橋・楓橋）を歩行者専用化し、公園空間の一体化に取り組みます。併せて、移動式店舗（キッチンカーなど）の出店を行います。

⇒[本要項をご確認ください](#)

### ⑤空間内での多様なアクティビティの創出

(1) まちなか公共空間内で「やってみたい」ことをみなさんに行っていただきます。

(ヨガや星空シアターなど) ⇒[運営キャスト募集要項をご確認ください](#)

(2) まちなか公共空間内で、起業等に向けたチャレンジ・トライする環境を創出します。⇒[スタートアップキャスト募集要項をご確認ください](#)

(3) まちなか公共空間内や周辺でのまちづくりイベントなどと連携します。

### 3 移動式店舗出店者の募集

今後まちなか公共空間に導入していく機能の一つとして、飲食機能などの導入に向けた検討を進める予定です。この飲食機能について検証を行うために、移動式店舗（キッチンカー等）による出店者を募集します。

#### (1) 募集の概要

##### ア 移動式店舗及び出店者について

この募集における「移動式店舗」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車、第2条第3項に規定する原動機付自転車、第2条第4項に規定する軽車両に店舗の営業に必要な設備を備えたものをいいます。

また、「出店者」とは、移動式店舗の営業を行っている者の内、飲食料品や衣類・身の回り品等を販売する事業、また、まちなか公共空間の魅力の向上や地域経済の活性化を図ることができると認められる事業の営業を行っている者としてします。なお、飲食料品を取り扱う場合は、応募時点で、呉市内で営業するために必要な食品衛生法に基づく許可を取得している者としてします。

##### イ 出店期間（予定）

令和6年10月14日（月）から令和6年11月9日（土）まで

##### ウ 出店場所

中央公園8ブロック（出店区画①）、中央公園7ブロック（出店区画②）、市道本通4丁目2号線（弥生橋エリア（出店区画③））、市道本通4丁目1号線（楓橋エリア（出店区画④））とする。（下図参照）



## エ スケジュール

募集要項の公表	令和6年 7月16日(火)
質問受付期間	令和6年 7月16日(火)～7月29日(月)
応募書類の受付期間	令和6年 7月16日(火)～8月 9日(金)
令和6年8月下旬頃までに選定等を行います。	

### (2) 応募資格

応募できる者は、次の各号のすべてに該当する者としてします。なお、応募資格の審査に当たり、応募者の情報について、警察その他の関係機関に提供し、又は関係機関から提供を受けることがあります。

ア 販売の営業に必要な許可等を受け、当該営業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する者で本要項3(1)アに該当する者

イ 次のいずれにも該当しない者

(ア) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第2項第1号又は第2号に掲げる者

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ウ) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員によりその事業活動を支配されている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

### (3) 応募の手順等

ア 応募手続

(ア) 提出書類及び部数

提出書類名	部数
まちなか公共空間社会実験における移動式店舗出店者応募申込書（様式1）	1
暴力団排除に関する誓約書（様式2）	1
誓約書（様式3）	1
営業許可証等各種許可証の写し	1
損害賠償保険証書の写し（保険加入している場合）	1
市税の滞納のない証明書（法人の場合は、法人に関する証明書）	1

- (イ) 応募期限  
令和6年8月9日（金）午後5時（必着）  
※受付期間を過ぎた場合は、受け付けをしません。

- (ウ) 提出方法  
午前8時30分から午後5時までの間に呉市都市部都市計画課（呉市役所本庁6階）へ提出書類を持参してください。

- (エ) 応募書類記載項目  
別添の応募申込書の記載項目に沿った記述及び資料の提出をお願いします。

#### イ 応募に関する留意事項

- (ア) 内容の変更の禁止  
受付期間終了後の応募書類の内容変更は、原則として認めません。

- (イ) 虚偽の記載をした場合の取扱い  
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

- (ウ) 応募書類の取扱い  
応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

- (エ) 応募の辞退  
応募の受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式4）を提出してください。

- (オ) 費用負担  
応募に関して必要となる費用については、全て応募者の負担とします。

- (カ) 著作権  
応募書類の著作権については、それぞれの応募者に帰属します。なお、応募者の選定・審査に関する事項を公表する場合その他呉市が必要と認めるときは、呉市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。

## (4) 選定

### ア 選定

応募資格要件等の確認後、呉市において応募者の適否を審査します。出店者を決定した際には、応募者に対し選定に関する通知を行います。なお、選定に関する問い合わせについては対応できませんので、ご了承ください。

### イ 審査基準

- (ア) 販売商品、セールスポイント等
- (イ) 出店計画（出店日数、出店時間等）
- (ウ) 店舗形態（店舗外観、設備等）
- (エ) 過去の実績

## (5) 応募に当たっての基本的な考え方

出店者は、諸法令を遵守し、公の施設で営業行為を行うことについて、十分な理解・認識をした上で、次の考え方を踏まえて応募してください。また、社会実験の趣旨を十分に理解し、社会実験の運営団体（OURS LABO P1参照）との連携を十分に図ってください。

### ア 移動式店舗及び出店者について

(ア) 移動式店舗及び出店者は、本要項の3(1)アの通りとします。

(イ) 移動式店舗のデザインについては、清潔感のある外観としてください。また、呉まちなか公共空間デザイン計画（素案）で定める「管理・運営及び整備の方針」を踏まえた創意工夫のある取組としてください。

(ウ) 呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号）を遵守してください。

### イ 営業について

(ア) 営業に当たっては、関係法令、条例、規則、要綱その他関係規定を全て遵守してください。

(イ) 営業については、選定された出店者自らの責任で直接行わなければならないが、他の者にこれを行わせることはできません。

(ウ) 営業に係る費用は、全て出店者の負担とします。なお、出店区画に係る使用料（道路占用及び公園使用料）は、社会実験における使用の承諾を得た場合には免除とします。

また、市道本通4丁目2号線（出店区画③）及び市道本通4丁目1号線（出店区画④）を利用する場合は、警察に対する道路使用申請等に必要となる資料の提出について呉市からの要請があった場合には、速やかに資料の提供をお願いします。

(エ) 出店者の創意工夫により、特色ある商品を販売してください。

(オ) 騒音防止や衛生管理など、生活環境等に十分配慮してください。また、公園利用者や道路の通行者の妨げとならないよう、十分配慮してください。

出店及び撤収時において、出店区画への進入や出店区画から退出する際には、運営団体と連携し、歩行者等の安全管理を徹底してください。

(カ) 営業で発生したごみを処理できるよう、必ずごみ箱を店頭に配備してください。

(キ) 出店者は、使用の承諾を受けた出店区画に、まちなか公共空間の利便性に寄与する設備としてテーブルや椅子、パラソルなどを設置できます。また、呉市及び運営団体が配置する椅子等の施設の設置にご協力をお願いします。

(ク) 安定的な営業ができるよう、資金・人材を確保し、適正な安全管理・衛生管理に努めてください。

(ケ) 出店者は、営業を終える度に、移動式店舗を毎回撤去し、出店区画を原状に回復しなければなりません。

(コ) 出店者は、移動式店舗の設置、営業、管理等に当たり、呉市及び運営団体、又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任及び負担において、その損害を賠償しなければなりません。

## (6) 出店日・営業時間

出店日及び営業時間は、原則として次のとおりとします。ただし、社会実験に関する取組や公共工事・行事等の施行のため、これを変更し、又は制限することがあります。

### ア 出店日

出店期間内においては、出店者が希望する日とします。同一区画内で複数の出店者の希望日が重なった場合には、出店区画等について調整することとします。なお、出店期間内における各週の金曜日、土曜日、日曜日、祝日のいずれか1日は特別の事情がない限り出店に努めてください。また、出店期間内において、最低8日の営業に努めるようお願いいたします。

### イ 営業時間

午前9時から午後6時までの間で出店者が希望する時間（移動式店舗の設置及び撤去に要する時間を含みます。）

## (7) 禁止事項

次に掲げる行為を行った場合及び本要項3(2)応募資格に掲げる要件を欠いた場合には、出店区画に係る使用の承諾の取消処分等の対象となります。

- ア 出店者が、移動式店舗の営業の権利を他の者に譲渡し、転貸し、若しくは担保の用に供し、又は他の者に行使させた場合
- イ 法令及び公序良俗に反する事業を行った場合
- ウ 使用の承諾を受けた出店区画において、応募時と異なる行為を行った場合
- エ 使用の承諾を受けた出店区画を逸脱して営業した場合

## (8) その他

- ア 移動式店舗の営業時及び営業終了後には、出店区画の周辺の清掃を行い、まちなか公共空間を汚損しないように努めてください。
- イ 移動式店舗における営業を除き、使用の承諾を受けた区画内であっても車両の駐車はできません。
- ウ 出店者は社会実験で得られた知見について、呉市及び運営団体の求める様式（様式5）により、報告書を作成し報告を行うものとします。
- エ 出店者は、営業時間の変更や営業の禁止について呉市及び運営団体から通知を受けたときは、これに従ってください。また、その際に生じた損失について呉市及び運営団体は補償しません。
- オ 出店者に選定された後に応募内容に変更がある場合は、呉市と協議するものとします。

## (9) 質問及び回答

### ア 質問の受付

#### (ア) 締切日

令和6年7月29日（月）（正午までに必着のこと）

#### (イ) 提出方法

「移動式店舗出店者の募集に関する質問書（様式6）」に記載のうえ、直接持参又はEメールにより提出すること。（Eメールアドレス：[tosikei@city.kure.lg.jp](mailto:tosikei@city.kure.lg.jp)）

### イ 質問に対する回答

#### (ア) 回答予定日

受付後、概ね3開庁日以内

#### (イ) 回答方法

都市計画課ホームページ

（ホームページアドレス：<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/>）



## (10) 問い合わせ先

住所：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

所属：呉市都市部都市計画課都市企画グループ

電話：（0823）25-3367

Eメール：[tosikei@city.kure.lg.jp](mailto:tosikei@city.kure.lg.jp)

(様式1)

令和 年 月 日

まちなか公共空間社会実験における移動式店舗出店者 応募申込書

申込店名等 (ふりがな) .....

代表者名 (ふりがな) .....

住所又は所在地 .....

電話番号 ..... - - .....

担当者名 (ふりがな) .....

担当者携帯電話 ..... - - .....

■出店区画

・希望する出店区画 (別図を参照し該当項目に○を記入してください。複数選択可)

※出店区画が重複した場合は別途調整することがあります。

1 出店区画①    2 出店区画②    3 出店区画③    4 出店区画④    5 どこでも可能

出店に必要となるスペース 幅 ..... m×長さ ..... m

車両のみ (幅 ..... m×長さ ..... m)

■出店計画

・営業予定日 (予定日に○をしてください。)

10月～11月						
日	月	火	水	木	金	土
13	<b>14</b>	15	16	17	<b>18</b>	<b>19</b>
<b>20</b>	21	22	23	24	<b>25</b>	<b>26</b>
<b>27</b>	28	29	30	31	<b>1</b>	<b>2</b>
<b>3</b>	<b>4</b>	5	6	7	<b>8</b>	<b>9</b>

※各週の金・土・日・祝日 (太字斜め文字箇所) のいずれか1日は出店に努めることとしてください。また上記期間内において、合計で8日の営業に努めてください。

・営業時間 ..... 時 分～ ..... 時 分 (設置及び撤去に要する時間を含む。)

■ 店舗形態・販売商品等

- ・店舗イメージ

※店舗の外観について具体的なイメージ図か写真等を提出してください。（別紙でも可）

- ・販売商品（単価等具体的に）及びセールスポイント，出店への意気込み等（別紙でも可）

※具体的な商品の写真等も提出してください。

■ 過去の実績

・ 営業内容

・ 経験年数

(様式2)

令和 年 月 日

## 暴力団排除に関する誓約書

呉市長 様

申込店名等 .....  
住所又は所在地 .....  
フリガナ ( ..... )  
代表者名 .....

私は、まちなか公共空間社会実験における移動式店舗の出店申込みに当たり、次の事項について誓約します。また、必要な場合には、広島県警察本部に照会することについて同意します。

- 1 私又は私の関係者は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
  
- 2 私は、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）の基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。

## 誓約書

呉市長 様

申込店名等  
住所又は所在地  
(フリガナ) ( )  
代表者名

- 1 私 \_\_\_\_\_ は、まちなか公共空間社会実験における移動式店舗の営業を行うに当たり、「まちなか公共空間社会実験における移動式店舗出店者募集要項」を十分理解した上で、関係法令を遵守するとともに、次の事項を誓約します。
  - (1) 自ら継続的に移動式店舗の営業を行い、呉市及び運営団体の指示があった場合には、速やかにこれに従います。
  - (2) 私が応募時と異なる営業を実施するなど使用承諾の条件又は、関係法令等の規定に反した場合、使用承諾の取消しや退去に伴う原状回復命令などに、一切異議を申し延べません。
  - (3) 私が、使用の承諾を受けた場所の原状回復義務を怠った場合は、使用の承諾に係る物件の所有権は既に放棄しているものと判断していただき、呉市及び運営団体の意思に基づき、私の負担において原状に回復していただくことに、一切異議を申し延べません。
  - (4) 営業に際し、発生したトラブルについては私の責任において誠実に対応し、呉市及び運営団体に対して責任を一切追及しません。
  - (5) 私は、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）の基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。
- 2 応募申込書の該当性について調査等をするため、呉市が、私の個人情報を警察その他の関係機関に提供し、又はこれら関係機関から私の個人情報の提供を受けることに同意します。

(様式4)

令和 年 月 日

## 応 募 辞 退 届

呉市長 様

申込店名等  
住所又は所在地  
代表者名

まちなか公共空間社会実験における移動式店舗出店者の応募申込書類等を提出しましたが、次の理由により応募を辞退しますので届け出ます。

○辞退の理由



## 2 まちなか公共空間の管理・運営及び整備について

この度のまちなか公共空間社会実験は、これからの公共空間の新たな使い方を検証するために実験的に実施したものです。公共空間の管理や運営の在り方を検討するために、この度の出店を通じたご提案やご意見を教えてください。

(1) まちなか公共空間において日常的に出店できる制度・環境があれば、また出店したいですか。

当てはまる番号に○をしてください。(一つのみ)

- ① 是非出店したい
- ② 出店を検討したい
- ③ 出店は難しい
- ④ 個別では出店しないが、共同事業者の二者としては出店したい

(2)(1)の回答を選択した理由を教えてください。(複数回答可)

- ① 売上げ等の事業性が良い
- ② 売上げ等の事業性が悪い
- ③ 出店環境が良い
- ④ 出店環境が悪い
- ⑤ その他 ( )

(3) まちなか公共空間において、出店等ができる仕組みについてどう思いますか。

当てはまる番号に○をしてください。(一つのみ)

- ① 是非仕組みをつくるべき
- ② 仕組みがあっても魅力を感じない
- ③ どちらともいえない

(4)(3)の仕組みにおいて課題であると思うことを教えてください。(複数回答可)

- ① 使用する際の手続き(申請書類が複雑に感じるなど)  
※通常、道路を使用する場合は道路占用許可等の申請手続きを、公園を使用する場合は公園の使用許可等の申請手続きが必要となります。
- ② 使用する際の窓口(申請内容によって窓口が異なるなど)  
※通常、道路を使用する場合は道路管理者窓口へ、公園を使用する場合は公園管理者窓口での手続きが必要となります。
- ③ 使用料金(事業の内容に応じた料金設定が必要)  
※通常、道路であれば、18円/㎡・日、公園であれば、58円/㎡・日の使用料が必要です。
- ④ その他 ( )

(5) その他、まちなか公共空間の管理・運営、整備に関するご意見がありましたら記入をお願いします。

(様式6)

令和 年 月 日

## 移動式店舗出店者の募集に関する質問書

申込店名等 (ふりがな) .....

代表者名 (ふりがな) .....

住所又は所在地 .....

電話番号 ..... - -

担当者名 (ふりがな) .....

担当者携帯電話 ..... - -

○受付後、概ね3開庁日以内に回答します。

### ■ 質問